

第3章 「めざす姿」の実現に向けた施策の推進方針と展開方向

1 持続可能で生産性が高い農業・農村の確立

(1) 施策の推進方針



頻発する自然災害や病害虫、家畜疾病など農業の持続性を脅かすリスクへの対応を強化し、農地等の農業資源や農業技術を最大限活用して収量の向上を図るなど、持続可能で生産性が高い農業を展開するため、農業生産基盤の整備や優良農地の確保と適切な利用、戦略的な研究開発と普及・定着など生産基盤を強化するとともに、消費者の期待と信頼に応える安全・安心な食料の安定生産や環境と調和した農業を推進します。

(2) 現状と課題

- 農業生産基盤の整備は、農作物の収量・品質及び作業効率の向上や冷湿害の軽減など、本道の農業生産に大きく貢献しており、今後も、農作業の一層の省力化・効率化や国内外の需要を取り込んだ付加価値の高い農産物の生産拡大に向けた整備、機能低下が懸念される農業水利施設等の適切な保全管理など、計画的かつ効果的な推進が求められています。
- 近年、台風や大雨などによる自然災害が頻発・激甚化しており、農産物の安定生産に向けた防災・減災対策など、災害に強い農村づくりが求められています。
- 販売農家戸数が減少を続ける中、農業の生産基盤を維持するためには、担い手への優良農地の集積・集約化を進めるとともに、ICTやロボット技術を活用したスマート農業技術の現場実装の加速化や農村地域における情報通信環境の整備が求められています。
- 「食」に対する信頼を揺るがす様々な事案が発生する中、食の安全・安心に対する一層の信頼確保が求められています。
- 経済のグローバル化が進展する中、地域農業の生産力と競争力を高めるため、新品種や新技術の開発・普及、生産・流通体制の強化が求められています。
- 顕在化しつつある気候変動の影響に適応するための品種や技術の開発と迅速な普及とともに、環境と調和した持続可能な農業の推進が求められています。
- エゾシカなど野生鳥獣による農業被害の発生が全道的に広がる中、地域における捕獲活動や被害防止対策などの取組の強化が求められています。

(3) 施策の展開方向

ア 生産基盤の強化

(ア) 農業生産基盤の整備の推進

(農業の生産力・競争力強化に向けた農業生産基盤の整備)

- 「北海道農業農村整備推進方針」(平成24年9月改定)を踏まえ、スマート農業技術や野菜などの高収益作物の導入を容易とするほ場の大区画化や農地の排水対策、高品質で安定した生産を支える畠地かんがい、農産物の輸送の効率化や農業用車両の安全な走行を支える農道など、農業の生産力と競争力の強化に向けた整備を、農業者が積極的に取り組めるよう配慮しながら、計画的かつ効果的に推進します。
- 自給粗飼料の生産・利用拡大などを通じ安定した酪農畜産経営を確立するため、単収の向上や大型機械作業の効率化を図る草地整備、通年預託を実現する公共牧場整備、飼料生産を外部化するTMRセンターなどの施設整備を、国との連携を図るほか、団体営事業とも役割を分担しながら計画的に推進します。
- 中山間地域など地域の特色に応じた多様な農業生産を支えるため、地形条件など地域の実態に即したきめ細かな整備を推進します。
- ICT技術を活用した新たな整備手法の導入や低コストな基盤整備を進めるとともに、農地の状況、営農形態などに応じた弾力的な整備を推進します。

(農業水利施設等の保全管理)

- 農業水利施設等の適切な維持管理を推進するとともに、「北海道インフラ長寿命化計画（行動計画）」(平成27年6月策定)を踏まえ、施設管理者が策定した個別施設計画に基づき、補修及び更新を段階的・継続的に行うなどの戦略的な保全管理を推進します。

(農業・農村の強靭化に向けた防災・減災対策)

- 農業生産の維持や農業経営の安定を図るため、農業水利施設の耐震化やため池の決壊防止に向けた整備など、防災・減災対策を推進するとともに、災害発生時には、被災した農地や農業水利施設などの迅速な復旧により、早期の営農再開が可能となるよう、災害復旧技術者的人材育成を推進します。

(イ) 優良農地の確保と適切な利用の促進

- 優良農地の確保と遊休農地の解消、耕作放棄地の発生抑制を図るため、「北海道農業振興地域整備基本方針」（令和3年●月変更）に基づき、農地の農用地区域への編入の促進と除外の抑制、荒廃農地の発生抑制及び再生などを通じ、計画的な土地利用を推進します。
- 人・農地プランで描かれた地域の将来像の実現に向けて、地域の農業者と市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区などコーディネーター役を担う組織や農地中間管理機構が一体となって、農地中間管理事業を活用しながら、担い手への農地の利用集積・集約化を促進します。
- 担い手への農地の利用集積・集約化を進めるため、農業委員会や農地中間管理機構等による農地法、農業経営基盤強化促進法、農地バンク法、土地改良法などによる農地の利用調整や農地保有の合理化に向けた取組を推進します。
- 農業生産基盤の整備と併せて、農地中間管理機構との連携を図りながら、農地の利用調整の指導などを行い、担い手への農地の利用集積・集約化を推進します。

(ウ) 戰略的な技術開発と普及・定着

- 道総研や企業、大学、国などの研究機関が連携し、豊かな食生活を支える農業及び食関連産業の振興や、環境と調和した持続的農業を展開するための技術の開発を推進するとともに、開発された技術の迅速な普及を推進します。
- 「北海道スマート農業推進方針」（令和2年3月策定）を踏まえ、スマート農業に関する技術情報の提供や、地域における指導を担う人材の育成など、地域や個々の営農に応じたスマート農業技術の着実な導入を促進します。
- データを活用した優れた技術や知識の継承、高度な環境制御を行う施設園芸、酪農経営における搾乳ロボットなどの省力化機械の普及、情報通信環境の整備を推進します。
- 道総研、農業改良普及センター及び総合振興局・振興局（以下、「振興局等」という。）で構成する地域農業技術支援会議など、地域農業が抱える課題解決に向けて研究、普及及び行政が連携して取り組むとともに、普及活動を通じて、地域農業を総合的に支援します。

イ 安全・安心な食料の安定生産の確保

(ア) 安全・安心な食品づくりの推進

- 「第4次北海道食の安全・安心基本計画」（平成31年3月策定）に即し、生産から消費に至るまでの食の安全・安心の確保に関する施策を総合的・計画的に推進します。
- 北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例（平成17年北海道条例第9号）に基づき、遺伝子組換え作物と一般作物との交雫・混入を防止します。
- 肥料や農薬、動物用医薬品、飼料が適正に流通、販売及び使用されるよう、それぞれの関係法令に基づき、製造・販売業者や農業者等に対する検査・指導などを実施します。
- 食の安全・安心に関する理解を深めるため、リスクコミュニケーションを推進します。
- 食品の表示に関する関係法令などの普及啓発に努め、適正な表示を促進、食品の表示に関する監視体制を充実します。
- 農産物検査制度の適正な運用や、牛トレーサビリティ法の遵守事項の確実な履行を促進するとともに、米トレーサビリティ法等に基づく米穀取扱事業者などへの指導及び普及啓発を推進します。

(イ) 食料等の安定生産体制の整備

（需要に応じた生産体制の強化）

- 消費者や実需者の多様なニーズに対応した競争力ある農産物の計画的かつ安定的な生産を図るため、基本技術の徹底やICTの活用などによる生産性の向上や省力化、新たな品種や栽培技術の開発・普及、水田のフル活用、耕畜連携、適正な輪作体系の維持・確立などを基本に、各品目の生産体制の強化に向けた取組を推進します。

〔稲作〕

水稻生产力の維持・確保に向けて、関係機関・団体と一体となって「生産の目安」を設定し、主食用米を中心に加工用米や輸出用米、飼料用米など需要に応じた米づくりに取り組むとともに、直播、高密度播種栽培など低コスト・省力化技術の導入や新品種の開発・普及を推進します。

〔畑作〕

実需者ニーズに対応した計画的かつ安定的な生産による適正な輪作の維持・確立を基本に、綠肥や堆肥などの活用による土づくりや、そばなどの地域の特色を活かした作物の生産を推進します。

《小麦》

日本めん用やパン・中華めん用など各用途の需給動向に即した品種の作付けを基本に、加工適性に優れ気候変動や病害に強い多収品種の開発・導入、品種や地域特性などに応じた安定栽培技術の普及を推進します。

《豆類》

需給動向に即した作付けを基本に、豆腐や製あんなどの加工適性に優れ気候変動や病害に強い多収品種の開発・導入、農地の排水改善、安定栽培技術の普及、収穫作業の機械化・組織化による省力・低コスト生産を推進します。

《てん菜》

輪作体系上重要な基幹作物として作付けの安定化を図るため、低コストで省力的な生産体制の確立や糖量の多い耐病性品種の導入、農地の排水改善、安定栽培技術の普及を推進します。

《馬鈴しょ》

実需者ニーズに対応した作付けを基本に、各種用途に適したジャガイモシストセンチュウ抵抗性などの耐病虫性品種の開発・導入を推進するとともに、作付けの安定化を図るため、低コストで省力的な生産体制の確立を推進します。

〔野菜〕

消費者・実需者の多様なニーズに対応した多様な品目の安定生産や、ハウスの環境モニタリングデータを活用した生産性向上、高度な環境制御を活用した施設園芸の地域展開を推進します。

〔果樹〕

高品質果実・果実加工品の安定生産や、担い手の確保と果樹農業者の経営安定、果実・果実加工品の需要拡大、6次産業化や高付加価値化、醸造用ぶどうの生産拡大に向けた取組と関係者の連携による情報提供を推進します。

〔花き〕

高品質な花きの安定生産や流通の高度化、道産花きの需要の拡大、花き文化の振興を推進します。

〔酪農〕

自給飼料基盤に立脚した安全・安心で良質な生乳の生産や、家畜改良の促進による乳牛の遺伝的能力の向上とその能力を最大限発揮する飼養管理の徹底による生産性の向上、搾乳ロボットなどの導入による省力化を推進します。

〔肉用牛〕

道内における和牛の生産の拡大を推進し、和牛の産地としての地位向上を図るとともに、ゲノミック評価を活用した繁殖雌牛群の更なる造成と優良種雄牛の作出を推進します。

〔軽種馬等〕

優良な種牡馬や繁殖牝馬の導入促進をはじめ、良質な自給飼料の生産や放牧地の環境改善とともに、生育ステージに合わせた飼養管理技術及び育成調教技術の向上・普及により、強い馬づくりを推進します。

〔中小家畜〕

豚や鶏などの安定的な生産に向けて、需要に応じた計画的な生産や飼養衛生管理の徹底などを推進するとともに、蜜源調査や適正な転飼調整などにより養蜂を振興します。

(農業生産工程管理などの推進)

- 食品安全や環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理などの持続可能性を確保するため、生産段階における国際水準GAPの実践を推進します。
- 農作業事故を防止するため、安全指導の取組を支援します。

(農産物の生産・流通の効率化・合理化)

- 生産コストの低減や高収益作物の導入、付加価値向上などによる産地の競争力強化、地域ぐるみの収益性の向上、地域の生産基盤の強化に向けた生産・流通体制の整備を推進します。
- 品質保持や低コスト輸送体制の構築などの野菜や花きの流通体制の高度化を推進するとともに、地域や広域流通の条件に対応した集送乳体制の効率化、乳業施設や食肉処理施設の合理化などを促進します。

(自給飼料生産基盤の強化)

- 自給飼料を活用した畜産経営の安定を図るため、草地整備や草地改良など地域に応じた草地の植生改善や飼料生産組織の育成、耕畜連携、飼料用米等の利用拡大、放牧の普及などを推進します。

(農業生産資材の安定供給)

- 北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例（平成31年北海道条例第1号）に基づき、優良品種の普及や、主要農作物等の優良品種の種子の安定生産と円滑な供給を推進します。
- 肥料や農薬、飼料など安全な農業生産資材の安定供給を図るとともに、省エネルギー型の施設や機械の導入による生産コストの低減を推進します。

(防疫対策の推進)

- 農作物の病害虫に対する精度の高い発生予察情報の提供やこれらに基づく適期防除、ジャガイモシロリストセンチュウなど新たな病害虫の迅速かつ確実な植物防疫対策を推進します。
- 家畜伝染病の発生予防とまん延防止を継続的に推進するとともに、生産段階での衛生管理対策を強化します。

ウ 環境と調和した農業の推進

(ア) 環境保全型農業の推進

- 「北海道クリーン農業推進計画（第7期）」（令和2年3月策定）に基づき、クリーン農業に対する農業者や流通・販売事業者、消費者の理解の促進や、地域の条件に即し安定したクリーン農産物の生産に向けた農業技術の普及、YES!clean農産物の生産拡大などを推進します。
- 「北海道有機農業推進計画（第3期）」（平成29年3月策定）に基づき、有機農業の拡大を図るため、有機農業への参入・転換の促進や経営の安定化、有機農産物等に対する理解の醸成や販路の確保などを推進します。
- 産業副産物の肥料への有効活用や特殊肥料の安全性の確保を図ります。
- 農業用廃プラスチックの適正処理の徹底や、環境への影響に配慮した適正施肥の普及、家畜排せつ物の適正管理などの環境負荷低減に向けた取組を推進します。
- 畜産を核とする資源リサイクルシステムの構築に不可欠な家畜排せつ物処理施設について、機能保全計画に基づき、補修・補強などの長寿命化対策を推進します。

(イ) 鳥獣による農作物等被害防止対策の推進

- エゾシカなど鳥獣による農業被害の防止に向けて、地域が行う捕獲活動や農用地への侵入防止柵の整備、エゾシカの有効活用など、総合的な鳥獣被害防止対策を推進します。

(4) 取組指標

指標名	現状値	目標値
担い手への農地の利用集積率	91% (H30)	93% (R7)
GNSSガイダンスシステムの累計導入台数	11,530台 (H30)	26,000台 (R7)
国際水準GAP認証取得数	234農場 (H30)	390農場 (R6)
YES!clean農産物作付面積	17,734ha (H30)	20,000ha (R6)

注：H・Rは年度、h・rは曆年を示す

2 国内外の需要を取り込む農業・農村の確立

(1) 施策の推進方針



食市場の変化やニーズの多様化などに対応して、国内外の需要を喚起し取り込むため、ブランド力の強化や輸出を含む農産物等の販路拡大を図るとともに、地域ぐるみで取り組む6次産業化や関連産業との連携強化など地域資源を活かした新たな価値の創出を推進します。

(2) 現状と課題

- 人口減少や高齢化により国内の食市場の縮小が進む一方で、アジアを中心に世界全体の市場は大きく拡大することが見込まれ、また、国内の消費者ニーズは多様化、個別化し、食の外部化が一層進展していくことが見込まれる中、こうした国内外の動きや変化を的確に捉えた販路の開拓や、需要の喚起・拡大が求められています。

(3) 施策の展開方向

ア 国内外の食市場への販路の拡大

(ア) ブランド力の強化

- 地域ごとの特色ある農産物や高品質な食品づくりを進め、様々な機会を活用した国内外への情報発信を推進します。
- 企業、関係機関・団体と一緒に取り組む北海道米の需要の拡大や北海道らしい日本酒を造るための酒米の生産、道産日本酒のブランド力の強化を推進します。
- 酒類の地理的表示(GI)「北海道」の指定などを契機として需要が高まる醸造用ぶどうの生産拡大や、観光との連携や情報発信による道産果実のブランド力の強化を推進します。
- 本道肉用牛の特色ある品種構成や恵まれた草地資源を活用した多様な生産とともに、適度な脂肪交雑や赤身主体の牛肉、北海道和牛など道産牛肉の需要拡大とブランド化を推進します。
- 飼料用米・ホエイなどの地域資源を活用した豚肉生産とともに、道産豚肉のブランド化を推進します。
- 小規模チーズ工房によるナチュラルチーズの生産など地域の特色を活かした牛乳・乳製品のブランド化と製造技術の伝承を推進します。
- 道産農産物・食品のブランド力の強化に向け、YES!clean表示制度や道産食品独自認証制度(きらりっぷ)、道産食品登録制度などの道独自の表示・認証制度や、地理的表示(GI)保護制度の普及を推進します。

(イ) 農産物等の輸出促進

- 「北海道食の輸出拡大戦略〈第Ⅱ期〉」(平成30年12月策定)に基づき、品目に応じた商流の形成や関係団体と連携したプロモーション活動を通じた新たな市場開拓など、輸出促進に向けた取組を総合的に推進します。
- 道産農産物等の輸出に積極的に取り組む農業者などによる産地の育成や、輸出先国から求められるHACCPなどに対応した生産・流通体制の整備を促進します。

イ 地域資源を活かした新たな価値の創出

(ア) 地域ぐるみの6次産業化の推進

- 地域内外の関係機関や団体などとの連携のもと、地域ぐるみの6次産業化・農商工連携に向けた推進体制を整備します。
- 6次産業化に取り組む農林漁業者等の経営改善に向けた北海道6次産業化サポートセンターによる商品開発力や加工技術習得などのサポート活動や、優れた経営感覚を持って6次産業化に取り組む人材の育成などを推進します。
- 2次・3次事業者と連携して取り組む新商品開発や販路開拓などの取組を推進します。

(イ) 関連産業との連携の強化

- 道産農産物の付加価値を高め、道内の食産業の振興を図るため、食品産業などと連携し、道産農産物の加工適性や機能性を活かした新たな商品の開発を推進します。
- 食の外部化の一層の進展など食市場の環境変化に対応し、米や馬鈴しょ、野菜などの加工・業務用途への供給力を強化します。
- 実需者や消費者ニーズに基づき、生薬の原料となる薬用作物や機能性成分を含む農産物の生産を推進します。
- 地域資源を活用した食事や体験・交流プログラムの充実など、観光分野と連携した農村ツーリズムの取組を促進します。

(4) 取組指標

指標名	現状値	目標値
道産食品独自認証制度の認証数	52商品 (H30)	100商品 (R5)
道産農産物・農産加工品（日本酒含む）の輸出額	72億円 (h30)	125億円 (r5)
6次産業化の取組による年間販売金額	2,189億円 (H30)	2,370億円 (R5)

注：H・Rは年度、h・rは曆年を示す

3 多様な人材が活躍する農業・農村の確立

(1) 施策の推進方針



農業・農村に多様な人材が定着し活躍できるよう、家族経営をはじめとする農業経営体の経営安定・発展とともに、新規就農者や経営感覚を備えた農業経営者、地域をリードする女性農業者など農業経営を担う人材の確保・定着、営農支援組織や農業団体など地域で経営体を支える組織の育成・強化を図ります。

また、他産業と遜色のない誰にとっても働きやすい環境を整え、地域農業を支える多様な人材の受入を進めるとともに、所得と雇用機会の確保や生活環境の整備など快適で安心して暮らせる生活の場づくりを推進します。

(2) 現状と課題

- 本道の販売農家戸数は年々減少を続け、また、農業従事者の高齢化が進行している中、引き続き、意欲の高い優れた担い手を育成・確保していくことが求められています。
- 農業経営の法人化は、対外的な信用力の向上により、経営の規模拡大や雇用人材の確保など多くのメリットがあり、特に、複数戸法人による農地所有適格法人には、地域の離農者の農地や高齢者の農作業の引受けのほか、新規就農者の育成や雇用、6次産業化の取組など、地域農業を支える様々な役割を担うことが期待されています。
- 担い手への農地の集積・集約化が進む一方、労働力の確保が課題となっており、経営体を支える営農支援組織などの役割や期待が一層高まるとともに、若者や女性、高齢者、障がい者、外国人材など多様な人材が農業・農村で活躍できる環境づくりを進めることができます。
- 新型コロナウイルス感染症が拡大する中、生産現場での感染拡大防止を図りつつ、食料の安定供給に取り組むことが求められています。

(3) 施策の展開方向

ア 農業経営体の安定・発展

(ア) 家族経営などの経営体質の強化

- 意欲の高い担い手が主体性と創意工夫を発揮した経営を開拓できるよう、農地の集積・集約化や新技術の導入、機械・施設の整備など生産基盤の強化に向けた支援を推進するとともに、農業経営の法人化を推進します。
- 認定農業者等の担い手の農業経営の安定と経営体質の強化を図るため、収入保険などのセーフティネット対策や、経営所得安定対策等を推進します。
- 意欲と能力がありながら、借入金の償還に支障を来している農業者の経営改善や経営継承を図るため、償還負担の軽減や円滑な借換えを推進するとともに、土地改良事業に伴う既往負担金に係る償還の軽減対策などを推進します。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と農業従事者などに患者が発生した際の生産・出荷業務の継続を図るため、地域体制の構築を推進します。

(イ) 組織経営体の育成・発展

- 経営管理の高度化や安定的な雇用の確保などに応じた地域農業の法人化や、組織経営体の経営安定・発展に向けた経営の多角化を推進します。
- 農業界と産業界の連携による地域農業と農業経営の発展に向け、民間企業の農業参入や農業関係者との連携を推進します。

イ 農業経営を担う人材の確保・定着

(ア) 新規就農者の育成・確保

- 将来的に農業を職業として選択する人材を育成・確保するため、高校生や大学生など若者に対し、職場見学や出前授業を通じた農業経営者等との交流など、農業の魅力を伝え、就農への動機付けとなる取組を推進します。
- 農業の内外からの新規就農を促進するため、北海道農業担い手育成センターによる地域農業の特徴や就農支援制度、研修受入農家等に関する情報提供や相談活動などを推進します。
- 新規就農希望者が円滑かつ確実に就農し早期に農業経営が確立できるよう、地域の幅広い関係者が連携して就農準備段階から経営開始後まで一貫して支援する地域の受入体制を充実するとともに、地域で実施する生産技術等の実践的な研修などの取組を支援します。
- 就農に向けて、農業経営に必要な知識や技術を習得する農業大学校などの研修教育を推進します。
- 地域の農地や優れた技術を次世代の担い手に継承していくため、親子間や第三者による経営継承の取組を推進します。
- 法人経営の計画的な継承を促進するため、多様な人材の確保と法人の経営者となる人材の育成を推進します。

(イ) 経営感覚を備えた農業経営者の育成

- 初期投資の負担軽減や就農直後の所得の確保など、経営の安定化に向けた取組や、就農初期の不安解消や技術支援に向けて、農業者や関係機関など地域でサポートする取組を推進します。
- 就農後における経営の早期安定を図るため、実践的な研修教育や農業改良普及センターによる技術・経営指導を推進します。
- 農業者の生涯所得の充実を図るため、農業者年金への加入を推進します。
- 優れた経営感覚を備えた農業経営者を育成するため、経営力や技術力を向上させる研修教育などを推進します。
- 国際化の進展にあわせて幅広い視野を有する青年農業者等を育成するための研修を支援します。

(ウ) 地域をリードする女性農業者の育成

- 農業経営における女性参画とともに、技術や経営など女性農業者の資質向上を図る取組を推進します。
- 女性同士のネットワーク強化や女性農業者の活躍に向けた意識啓発などを通じて、男女ともに能力を發揮できる環境づくりを推進します。
- 地域農業への女性参画を推進するため、地域をリードする女性農業者を育成し、農業委員や農業協同組合役員への女性登用などを一層推進します。

ウ 地域で経営体を支える組織の育成・強化

(ア) 営農支援組織の育成・強化

- 生産性の向上や労働負担の軽減などを図るため、農作業受託組織やTMRセンターなど経営体を支えるシステムづくりを推進します。
- 農作業受託組織やTMRセンターなどの安定的な運営を図るため、オペレーターなどの人材の確保と技術・能力の向上とともに、スマート農業技術や新たな生産システムの円滑な導入を推進します。
- 酪農ヘルパー事業を円滑に推進するため、ヘルパー要員の労働環境や待遇の改善、人材育成を促進します。

(イ) 農業団体の機能の充実

- 農業協同組合など農業関係機関・団体の運営基盤を強化し、機能を充実します。

〔農業協同組合〕

事業の健全性を高め、経営の持続性を確保するため、法令に基づく定期的な検査の結果を踏まえた改善指導を実施するとともに、経営基盤の強化や経営の合理化・効率化に向けて組合が取り組む自己改革を促進します。

〔農業委員会〕

農地法や農業経営基盤強化促進法、農業委員会等に関する法律などの円滑かつ適正な運用を促進するとともに、農地利用の最適化や優良農地の確保、人・農地プランの実質化に向けた取組を推進します。

〔農業共済組合〕

円滑な事業運営を確保するため、法令に基づく定期的な検査の結果を踏まえた改善指導を実施するとともに、組織強化を推進します。

〔土地改良区〕

組織運営や施設管理体制の再編整備を進めるほか、財務状況の明確化など運営基盤の強化に向けた総合的な取組を推進します。

エ 地域農業を支える多様な人材の活躍

(ア) 誰にとっても働きやすい環境づくりの推進

- 農業経営体や営農支援組織が営農や事業に必要な人材を持続的に確保するため、労働時間の管理や休日・休憩の確保、男女別トイレの整備、キャリアパスの提示やコミュニケーションの充実、作業のマネジメント強化、家族経営協定の締結による就業条件の整備など、誰もがやりがいがあり、他産業と遜色のない働きやすい環境づくりを推進し、経営の成長を促します。

(イ) 多様な人材の受入

- 地域農業を支える雇用人材を確保するため、他産業や大学、異業種、他地域との連携による多様な人材や外国人材の受入に向けた取組を推進とともに、障がい者等が農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに障がい者等の社会参画を実現する農福連携を推進します。

「誰にとっても働きやすい職場づくり」が経営の成長につながる ～ユニバーサル農業で高収益を実現～

静岡県浜松市の京丸園株式会社（代表取締役 鈴木厚志 氏）は、個人経営だった平成9年に初めて障がい者の雇用を始め、障がい者が働くように、作業の分解・標準化や改善、動線の見直しを行ったところ、これまでよりも作業効率が上がり、さらには高齢者や女性など誰もが働きやすい職場となって雇用と生産を伸ばし、今では、障がい者25人を含む10代から80代までの従業員100人が働く大規模経営へと成長しました。

【具体的な事例】

- 事例① 特別支援学校の実習生に1日1000枚のトレー洗いの仕事を
「このトレーをきれいに洗ってください」と指示したところ、
相手に伝わらず、最初に手にしたトレーをずっと洗い続けていた。
⇒ 特別支援学校の先生に苦情を伝えたところ、抽象的な作業
指示を出していたことを指摘され、「スポンジで5回こする」と
指示を改善した。このことが、回転ブラシ式のトレー洗浄
機の開発につながり、作業精度が均一で、スピードは手洗い
の2倍となった。



京丸園(株) 鈴木代表取締役の講演

- 事例② 芽ネギの定植作業は、苗の緑色の部分に触れずに、水平に素早く植える必要があり、手先の器用な人や社長が行う「職人の仕事」であった。
⇒ 特別支援学校の先生から提案された道具（下敷き）を使うと、簡単で従来よりも早くきれいに作業ができるようになった。熟練者には気付かない非効率な作業が、「どうやったらできるようになるか」を考えることによって、誰にでもできる作業に改善された。

京丸園では、福祉の視点を借りて働きやすい農業現場を作り上げ、高齢者や女性など誰もがそれぞれの能力を発揮することで、農業経営を一層成長させる「ユニバーサル農業」に取り組んでいます。

（平成31年(2019年)3月13日開催「農福連携実践セミナー」講演より）

「ユニバーサル農業」とは、一般的には「園芸福祉」や「園芸療法」として知られているような、園芸作業を行うことによる生きがいづくりや高齢者・障がい者の社会参加などの効用を、農作業の改善や農業の多様な担い手の育成などに活かしていくこうという取組。

出典：浜松市産業部農業水産課「笑顔つなぐはまつのユニバーサル農業」

オ 快適で安心して暮らせる生活の場づくり

(ア) 所得と雇用機会の確保

(地域の特色を活かした営農と所得の確保)

- 中山間地域等において、多様な経営体が中山間地域等直接支払制度により生産条件に関する不利を補正しつつ、地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組などを支援します。
- 中山間地域等の特色を活かした営農と所得の確保に向けて、基盤整備と生産・販売施設等との総合的な整備を推進します。

(地域資源を活かした所得と雇用機会の確保)

- 農業者を含む地域の多様な主体が地域ぐるみで連携して、食・滞在・体験等を提供する農村ツーリズムを推進します。
- 農村への農業関連産業の立地・導入などを通じて、農村全体の雇用の確保と所得の向上を促進します。

(バイオマスなどの利活用の推進)

- 「北海道バイオマス活用推進計画」(平成25年12月策定)に基づき、地域の特性を踏まえたバイオマスの効率的な活用システムの構築を推進します。
- 「北海道家畜排せつ物利用促進計画」(令和3年●月策定)に基づき、家畜排せつ物を良質な堆肥、液肥として利用を促進するとともに、エネルギーとしての利用促進を図るなど、関係機関が連携して指導・助言を行い、適正な管理及び有効活用を推進します。
- 地域資源を活用したバイオマス発電などの再生可能エネルギーの生産と地域内活用を推進します。

(イ) 快適で安全な生活環境の整備

- 農村地域の快適性と安全性の確保を図るため、営農用水と併せて生活用水を供給する営農飲雑用水施設、生活雑排水を処理する集落排水施設、農村の交通アクセスの向上を図る農道、インターネットの快適な利用に不可欠な情報通信基盤などの生活環境整備や、水路等への転落防止やため池のハザードマップの作成など農業水利施設の安全対策・防災対策を推進します。

(4) 取組指標

指標名	現状値	目標値
指導農業士の女性の割合	8.9% (H30)	25.0% (R7)
農村ツーリズムの受入活動実践農家の割合	7.2% (H30)	7.5% (R4)
防災重点ため池のハザードマップの策定割合	51% (H30)	100% (R6)

注：H・Rは年度、h・rは暦年を示す

4 道民の理解に支えられる農業・農村の確立

(1) 施策の推進方針



農業・農村に対する道民理解を促進し、本道の農業・農村を貴重な財産として育み、将来に引き継いでいくため、食育や地産地消など愛食運動の総合的な推進や、多面的機能の発揮などに向けて地域住民が一体となって進める活力ある農村づくり、都市・農村交流や農業・農村の魅力の発信など道民コンセンサスの形成促進を図ります。

(2) 現状と課題

- 食に対する消費者の関心が高まり、消費者と農業者の信頼関係の構築や地域に根ざした食文化を継承・発展させていくことが求められています。
- 都市部に比べ人口減少が進む農村では、コミュニティ機能の低下が懸念されており、農村の持続性を高めつつ、農業・農村の持つ多面的機能の発揮に向けた取組や、都市・農村交流などを通じて、農業・農村に対する道民の理解を深めていくことが求められています。

(3) 施策の展開方向

ア 愛食運動の総合的な展開

(ア) 食育の推進

- 「第4次北海道食育推進計画」(平成31年3月策定)に基づき、健全な食生活の実践や、「食」に関する理解の促進、食育推進体制の強化など、食育を総合的に推進します。
- 地域固有の食文化や伝統などの継承に向けた北海道らしい食づくり名人登録制度を推進します。

(イ) 地産地消の推進

- 道内流通関係者と連携した愛食の日(どんどん食べよう道産DAY)の普及・啓発や、米や小麦、乳製品など道産農産物等の地産地消・利用転換を推進するとともに、北のめぐみ愛食レストランなどの外食・観光産業、食品加工業など関連産業における道産農産物の活用を促進します。
- 北のめぐみ愛食応援団の取組など道民と協力し合う愛食運動を展開するとともに、消費者と農業者等との交流活動などによる相互理解の促進や、SNSなどを活用した食に関する情報発信により、「顔が見え、話ができる」関係づくりを一層推進します。

イ 地域住民が一体となって創る活力ある農村

(ア) 地域住民による農村づくり

- 農用地や集落の将来像の明確化や、農村が持つ豊かな自然を活用した地域活動など、地域住民による話し合いや実践活動を支援します。
- 地域課題の解決や地域の活性化に向けて、地域住民が主体となった持続的な取組を促進するため、農村づくりを支える人材の育成を図る取組を推進します。

(イ) 多面的機能の發揮促進

- 農地や水路など地域資源の適切な保全管理や質的向上を図るための地域の共同活動、施設の長寿命化のための活動、生産条件の不利な中山間地域等における農業生産活動を継続するための取組などを支援します。
- 農村地域の景観や生態系などに配慮した整備を推進します。

ウ 道民コンセンサスの形成

(ア) 都市・農村交流の促進

- 農業・農村が果たしている役割などに対する道民の理解の促進や地域の活性化を図るため、農村地域の持つ豊かな自然や食などを活用した都市と農村との交流を促進するとともに、ふれあいファームによる草の根交流を推進します。
- 教員を対象とした農村ホームステイなどを通じ、職業としての農業と生活の場としての農村の理解を促進する取組を推進します。
- 農泊や農村ツーリズムを通じて都市・農村交流を促進するとともに、農村を訪問した都市住民が、引き続きその地域への関心を持ち、様々な形で地域と関わる関係人口の裾野を広げる取組を推進します。
- 子どもたちが農業・農村への理解を深めることで、豊かな人間性などを育む効果や、将来の関係人口として地域の支えとなる人材となることが期待される子ども農山漁村交流などの取組を推進します。

(イ) 農業・農村の魅力の発信

- 情報誌の発行やSNSなどを通じ、地域ごとに特色のある本道農業・農村の魅力や情報を発信します。
- 良好的な景観の形成と農業的土地利用の誘導などを図るため、景観計画区域における景観農業振興地域整備計画の策定を促進します。
- 小・中学生や高校生、都市住民などが、本道の食や農業・農村に対する理解を深める学習機会の充実に向けた取組を推進します。

(4) 取組指標

指標名	現状値	目標値
食育推進計画を作成している市町村数	123市町村 (H30)	全市町村 (R5)
北海道米の道内食率	87% (H30)	85%以上 (R7)
多面的機能支払の取組面積	768千ha (R1)	768千ha (R7)
ふれあいファームに登録している農家の割合	2.5% (H30)	2.8% (R7)

注：H・Rは年度、h・rは暦年を示す